

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和7年3月18日（火） 午前10時00分～午前11時19分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 神谷 直子、 4番 杉浦 康憲、 5番 野々山 啓、
7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、 11番 鈴木 勝彦、
13番 倉田 利奈

オブザーバー

副議長（6番） 今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般4名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、
福祉部長、地域福祉GL、地域福祉G主幹、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第11号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (2) 議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について
- (3) 議案第13号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (6) 議案第16号 高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について
- (7) 議案第17号 高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第18号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (9) 陳情第1号 Cumayas. Sean Andrewさんのなごやか中学入学に関する陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案8件、陳情1件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長の岡田公作委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特にありません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複を避け、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。

《議 題》

（１）議案第11号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） まず、この条例が改正された暁に、改正による影響額について教えてください。

答（秘書人事） 改正の影響額ということでお問い合わせがございました。

まず、参考資料の50ページを御覧ください。（１）月例給の最低水準の引上げということで改正が行っておりますが、ほぼ改正による影響はないというところでございます。

（２）扶養手当の見直しという改正でございますが、こちらにも配偶者を段階的に廃止しまして、子供の手当を引き上げるというものですが、減って、増えてということで特に影響はございません。

（３）の地域手当の見直しということで、これまで6％だったものを8％に引き上げます。これに対しての正職の影響額ですが約2,536万円、会計年度のほうも引き上げますので、そちらが約600万円の影響になります。

（４）の通勤手当の見直しにつきましては、影響はございません。

問（13） 今の答弁でいくと、2,536万円と600万円ということで約3,000万円の影響が今後出てくるよってということで。これが今回当初予算で上程されてるんですけど、当初予算とか長期財政計画ってもうこれは反映されてるものなんですか、されてないんでしょうか。

答（秘書人事） 当初予算のほうでは反映されております。長期財政計画につきましては、私が所管ではないので分からないということでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります

(2) 議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(13) 事務部局につきましては、定員は余裕を持たせているような総括質疑で答弁があったかと思うんですけど、なぜ教育委員会の事務局及びその他の教育機関の職員について、これは定数ギリギリなのか、そうじゃなくてただ増やしたのか、その辺がちょっとよく分からないんですけど。もし定数ギリギリで設けてるのであれば、それはなぜなのかについてもお答えください。

答(秘書人事) 教育委員会の今回、定数を上げさせていただきます。一方、市長の事務局に対しては余裕がございます。こちらの理由でございますが、やはり不測の事態が起きた場合、例えば指定管理だとか委託業務などを直営に戻さなければならなくなった場合、そういったところを想定して、また急な事業拡大、そういったもので大幅に職員を増員しなければならなくなる場合が生じたときのために余裕を持たせているものでございます。

問(13) なので、逆に教育委員会のほうは余裕を持たせてないっていうのはそういう不測の事態がないからっていうことでいいんでしょうか。

答(秘書人事) 先ほども御説明させていただきましたけども、指定管理だとか業務委託をしているところ、そういったものを直営に戻す可能性がある場合は余裕を持たせておりますが、教育委員会では特にそういったことはありませんので定数を定めているというところでございます。

問(13) 高浜市において、このその他の教育機関の職員という方は見えるんでしょうか。もし見えるのであればどういったお仕事されてるのかちょっとよく分からないのでお願いします。

答(秘書人事) その他の教育機関ということで、今のところ教育委員会の学校経営グループと教育センターグループの職員を想定しております。

問(13) 今言った方は教育委員会の事務局ではないですかね。そこの教育委員会の事

務局及びその他の教育機関の職員ということなので、今おっしゃった方は教育委員会の事務局ではない。そうなると教育委員会の事務局っていうのがどういう方になるのかが逆に分かんなくなっちゃったんですけど。

答（秘書人事） 教育委員会の学校経営グループに今10人。あと教育センターグループに1名の職員を配置してございます。主に教育委員会に所属する職員というふうでございます。

答（13） 今おっしゃったのが教育委員会の事務局に対する答弁ですかね。その他の教育機関の職員ではないんですよね、多分。教育委員会の事務局ですよ。そのあたりが、どういう職種の人がいるのかよく分からないっていうところ。あとでも結構です。お答えいただければと思います。

それから、教育委員会の定数について余裕を持たせていないような今回ギリギリなのかなというところなんですけど、今後もこういう運用の仕方をされるのかなっていうところで、近隣市でこのように同じような運用されてるところがあるのかなと思うんですけど、特に教育委員会で余裕を持たせて定数条例を定めることはできるかと思うんですけど、そのあたりのお考えについて教えてください。

答（秘書人事） 私たちは、その都度教育委員会の定数条例を改正させていただいてるところでございます。やっぱり必要最低限の人数で行うっていうのは、最小の経費で最大の効果というところで定められておりますので、そういったところで定数を定めながら職員配置を行っていきたいと思います。

今回の増員に至った理由でございますが、総括質疑のほうで答弁させていただいたとおりでございます。

答（13） 私がちょっと聞いたところによると、いくつかの自治体聞いたんですけど、やっぱり1名とかでこういうふうに定数条例上がってくることはなかったということも聞いてるんですけど、このように同じような運用をされてる近隣自治体っていうのはあるんでしょうか。

答（秘書人事） 近隣市の状況については、把握はしておりません。

問（13） 私が議員になってからこれで2回目なんですけど、1名、2名で上げないように、いわゆる少しは余裕を持たせて定数条例に定めるということできるかと思うんですね。できないっていう多分、そういった何か規制はないのかなと思うんですけど、そのあたりがあるのかなのかっていうことと。

それから、先ほど言った指定管理とか業務委託で大幅に増減する場合は、やはりほかの自治体でもこういった定数条例の改正っていうのが出てきてるんですけど、うちは1名でっていうことで今後も今の話だと続けていくっていうことなんですけど。多分これ内部的なルールだと思うんですけど、そういったものは変えずに今後もそうやるってことです。2点お願いしたいと思います。

答（企画部） 一番最初の答弁に戻ってしまいますが、市長の事務局部局につきましては、不測の事態が起きたときのために余裕を持たせているというところでございます。

問（3） 今の御質問だと、教育委員会の事務だから事務をする人が増えるっていうことだけで、そこには委託管理や事業拡大をするっていうことがほとんどないよっていうことで人数が少ない。だけど、多分学校の子供たちに対するところは事務じゃないから関係ないですよっていうことで、事務の人が増える、減るっていうことなんですよね、確認ですけど、それでいいですよ。

学校にはもっといろんな人が携わっているけれども、今回は教育委員会の事務の人が1人増えるっていうことの理解でよろしいですか。

答（学校経営） 今、神谷委員おっしゃられたとおりで、学校は別に県の職員として配置されておりますので、今回は市の関係の教育委員会に関する職員というふうに把握しております。

問（13） だから先ほどから、このその他の教育機関の職員ということを私は明確にしてほしいなと思っていて、例えば学校とかの用務員さん、それは市の直営の雇用だと思いますので、そういう方は関わってくるんじゃないかなと思ってそれでお聞きしたんですけど、そこが明確じゃなかったの、ぜひ明確にさせていただきたいなと思うんですけど。それは今、神谷直子議員がおっしゃったように事務だけの方っていうことなんです。どういうことなのか分からないので教えてください。

委員長 答弁が繰り返しになると思うんですが。ほかに質問ないですか。

意（13） 答弁してもらってないから、分からないから聞いているんです。

委員長 同じ答弁の繰り返しになりますよ。

問（13） じゃ、委員長、このその他の教育機関の職員って分かりますか。今の答弁で分かりますか。分からないですよ、だから聞いてるんですよ。

今、直子議員がおっしゃったところが、まさしくそこで、その他の…

委員長 委員長に答弁する権利がありませんので。

意（13） だから私はちゃんと質問に答えてほしいから聞いているのに、同じようになって言われるので、同じじゃなくて答弁がないから聞いているんですよってことを言いたかったんです。

委員長 答弁漏れがあったら答弁してください。なければ結構です。

答弁なし

委員長 当局からは、答弁漏れはないということです。

問（13） 私は答弁漏れだと思ってるので、その他の教育機関の職員っていうのがどなたなんですかっていうところなんです。今の学校経営グループの答弁だと事務だけですよってことは、いわゆるいきいき広場の中にいる方だけなのかなっていうイメージなんですけど。いわゆる学校の先生は県の職員かもしれないけど、用務員さんとかは市の職員なわけだから、その他の教育機関の職員にはならないのか、なるのか、そのあたりをお聞きしたかったんです。

その答弁はないと思うので、その他の教育機関の職員について御答弁いただきたいと思うんですけど。

委員長 答弁できる範囲で結構です。

答（秘書人事） 平成23年に定数条例を改正してございます。こちらは教育委員会を18人から7人というふうで減しておりまして、その当時は小中学校の用務員削減及び教育委員会組織の簡素化というふうで議会に上程させていただいて定数条例を改正されたというところでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（3）議案第13号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） この条例を改正するに至った経緯について詳しく教えていただきたいと思います。

答（秘書人事） 条例改正の理由でございますが、国におきまして「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、いわゆる育児・介護休業法が改正されまして、超過勤務の免除の見直し等について行うよう示されたことから本市においても条例改正の一部を行うものでございます。

問（13） 本市において、改正後、条例の適用を利用する職員、どのくらい見えると予測されてるのでしょうか。

答（秘書人事） 条例改正に伴いまして、新たに超過勤務免除対象となる対象が増えます。この人数は33名でございますが、そもそも超過勤務の免除の申請を出している職員はおりませんので影響はないということで考えております。

問（13） 介護休暇においても影響はないということでしょうか。

答（秘書人事） 介護休暇におきましても新たに条例のほうで制定をしておりますが、今後、介護休暇が取れるように体制の整備だとか窓口の開設だとかそういったものが規定してございますが、今後はこれにつきましては、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

問（13） うちの職員規模で大体どれぐらい取るとか、そういう予測とかは立てていらっしゃる、そういう状況でしょうか。

答（秘書人事） 介護の離職に関して、新たに国のほうで定められたというところがございますので、そういったところの防止策を今後進めておりますが、今のところ特に対象者はおりませんので、引き続き、介護においても休職を取りやすいような体制整備等を進めてまいりたいというふうに考えております。

問（13） 今の答弁でいくと、特にそういったことで職員が休暇を取る人が増えるっていうのは、あんまり考えられないっていうことでいいのでしょうか。

答（秘書人事） この条例の目的でございますが、介護休暇を取得しやすい環境を整備するということでございますので、もしそういった必要な方がお見えであれば、そういった制度の周知、介護休暇を取得しやすい環境整備、そういったものを目指してまいりたいと思います。

問（13） 取得しやすくなれば今まで躊躇していた方も申請するかなと思うんですけど、

それでお聞きしたんですけれど。第16条の3の措置が1、2、3と新たに設けられてるんですけれど、この1、2、3の具体的な措置について高浜市としてはどのように行っていくのか教えてください。

答（秘書人事） 16条の3、勤務環境の整備に関する措置ということで、（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施ということで、これまでも行っておりますが、ワークライフバランスの研修等を実施してまいりたいと考えております。

（2）の介護両立支援制度等に関する相談体制の整備ということで、これまでも秘書人事グループのほうで相談先というふうで定めてますので、今後も同じく引き続き行ってまいりたいと考えております。

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置ということでございますが、在宅勤務だとか早出・遅出勤務、これまでもやっておりますが、介護がしやすい勤務環境整備を引き続き実施してまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（4）議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） 多文化コミュニティセンター、この間も私は違法状態ですってことを何度も指摘してきたんですけれど、先日の予算特別委員会で違法となっている場所はトイレの入口ですってことなんですけれど。どのような法律について適法になってないのか、そこを具体的に教えていただきたいのと。

あと、県からこれ指導というのはこの間入っていないんでしょうか、教えてください。

答（総合政策） 先日の予算委員会でそういった答弁をしたか覚えてございませんが、人にやさしい街づくり条例の部分でトイレの開口部のところが少しあるかなというところではありますが、県へ相談をしたことはございますが、指導という形では受けたことは

まだございません。

問（13） 改正の背景というところで、耐震のことは全く触れられていないんですけど、現在それについては、ここに触れられていないってことは、何か解消されてるんでしょうか。

答（総合政策） そのこの部分での背景がそれで移転ということではなくて、手狭になってきたというようなところで機能移転というようにしておりますので、今質問で言われたようなところは特に考慮しておりません。

問（13） 手狭よりも人の命のほうが大事だと思うんですけど。駐車場のスペースについては私当初から少ないことを指摘してきたんですけど、これどのように問題となってきたんでしょうか。以前は市役所の駐車場も使えるよみたいな話をされてたんですけど、どのように問題となってきたのか教えてください。

委員長 大分範疇を超えておりますけども、これはコミュニティセンターの和室を移転するというこの議題でありますので、駐車場とは関係ないと思います。

問（13） 資料に改正をするっていうこと、わざわざするっていうことでその背景として書かれてるじゃないですか。その理由についてちゃんとお聞きしなければ、本当にこれ移転するのが最善かどうか判断しなきゃいけませんので、聞いておりますのでお願いします。

答（総合政策） 過去の質疑答弁の中でも御指摘をいただいているという先ほどお話もありましたのでその折に答えておりますが、後ろに大家さんが住んでおります、そういったところで少し大家さんの車が出にくくなってしまうぐらい車や自転車が止まるようなことがありましたので、そういったようなことを、言われたように市役所の駐車場も使わせていただきながらこれまでやってきておるといところがございます。

ただ、そういったようなことがありますので、女性文化センターのほうに機能移転すれば、そういったことも解消されるのかなと考えてございます。

問（13） 市役所のほうを使うから少ないことについては、たしか4台ぐらいしかなかったと思うんですけど、それについては問題ないっていう御答弁があったので、それが理由というのがなかなかちょっと理解できないんですけど。

今回、コミュニティセンターが女性文化センターに移転するっていうことで、用途変更は特に必要はなかったってことでよろしかったんでしょうか。

答（文化スポーツ） 特に必要はございません。

問（13）　これがよく分からなくて、1つの施設で2つ設管条例が今回成り立つっていう状況になるんですよね、今回の条例改正で。そうすると、今回のこのコミュニティセンターのほうについては、これどういう形になるんですか。目的外使用なのか。一つの館の指定管理の中にもう1個条例が入るっていうことで、私ちょっとなかなかこの部分が理解できないんですけど、どういうふうに整理したらいいでしょうか。

答（文化スポーツ）　これまでも、1つの建物の中に様々な機能が入っているという事例がございます。いわゆる複合施設ということでございますので、今回、この議案14号で上がっているのは、現在の女性文化センターの中の小会議室、和室Bのところを多文化共生拠点施設というふうに位置づける。それ以外のところは女性文化センターという、そういう整理になっております。

問（13）　となると、女性文化センターの指定管理の範囲が変わるっていうことになるのでしょうか。

答（文化スポーツ）　現在、小会議室、和室Bというのは指定管理の範囲になりますけれども、本議案が可決され施行される段階においては、この2か所が除かれるということになります。

問（13）　そうすると、指定管理の契約の変更を行うということになるんですか。

答（文化スポーツ）　業務の範囲については、変更の協議を行っていくということになります。

問（13）　多文化コミュニティセンターの当初設置に当たり、補助金を頂いていた記憶があるんですけど、それについてはどうでしたか。どのようなであったでしょうか。

答（総合政策）　設置当初、設備補助金のほうを頂いておりました。こちらにつきましては、返還が必要かどうかっていうのも問い合わせをしたところ、必要はないというような回答をいただいております。

委員長　ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(5) 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(4) いきいき広場のショールームが定期利用されるということで利用料が設置されたと思います。これは経緯等は総括で北川議員が聞かれたと思いますが、ショールームがある中で、今までにはほかの業者さんから使いたいという問い合わせみたいなものとか、あとは今もずっと継続利用されてきていますので、お客さんからの利用状況や評価などが分かりましたら教えてください。

答(地域福祉) ほかの業者さんからの申し出はございません。ショールームさんのみでございます。利用者さんの声といたしましては、いきいき広場2階には介護、障害などの相談の窓口があります。そこで相談をして、その後、同じフロアで介護福祉用品の相談もできるということで、とても利便性がいいというお話を伺っております。

また、レンタルじゃなくても、例えばオムツを1つ買いたいっていう場合でも配達いただけるので、利用されている車がない方々にはとても好評をいただいているところであります。

問(13) いきいき広場のこのショールームについて、これいつからエヌ・エフ・ユーさんが利用されて、またいつから展示だけではなく販売、レンタルを行ったのか教えてください。

答(地域福祉) いきいき広場ができました平成8年当初から福祉用具の展示ということでエヌ・エフ・ユーさんがおりました。展示だけじゃなくて販売をいつから始めたかというのは現在分かっておりません。市民の方から声があって、売ってほしいだったり、リースしたいよってというお話があったということも聞いておりますが、いつからやっていたかっていうのが分からない状況です。

問(13) 市が販売、レンタルを行っているのを認識されたのはいつになりますでしょうか。

答(地域福祉) 私が来たときにはもう販売はしていたんですが、その前でいつからかというのは今分からないです。

問(13) 今回、ショールームについて使用料手数料を設けた理由についてお聞かせください。

答(地域福祉) 総括質疑の際に御説明させていただいたとおりです。

問(13) 総括質疑のときに、北川議員のほうから、今、市の財政が逼迫してきたから

今まではもらってなかったけどもらうようになったと言ったんですけど、それも当局としても同じ考えなんですか。

答（福祉部） 総括質疑で申し上げたとおりでございます。

問（13） このショールームの金額の根拠についてお聞かせいただきたいと思います。何を基に計算されたのかっていうところと、ショールームの広さ、それから計算方式についてもお答えください。

答（地域福祉） 計算方法、ショールームさんの面積になりますが、建物に関して59.632平米ありますので、これにいきいき広場の評価額を掛けております。

建物部分については評価額の7.2%で、土地を全体から割り返しまして、ショールームさんの土地としては22平米になりますので、土地は4%を掛けて算出しております。

問（13） 建物とこの土地っていうのは多分面積だと思うんですけど、この面積に何を基にこの金額が出たのか教えていただきたいんですけど。使用料手数料条例の目的外使用の計算方式とか何かいろいろあるみたいなんですけど、いわゆる課税評価額の100分の4とか、そこを詳しく教えてください。

答（地域福祉） 先ほど申し上げたとおり、課税評価額の建物に関しては7.2%、土地に関しては4%で、現在いきいき広場の中でショールームさんが使っている占有されている面積を測って算出しております。

問（13） 評価額ってことですね。その面積ではなくて、面積のこのさっきの59.632の部分の7.2%を使ってるとかじゃなくて評価額ってことですね。さっきの7.2%。失礼しました。

では、その占有されてる面積っておっしゃったんですけど、占有されてる面積が59.632ということになると、これはいわゆるカウンターの中だけですかね。通路にもいろいろ置かれてるんですけど、その通路部分についても先ほどのこの広さに入ってるんでしょうか。

答（地域福祉） 用品が展示してあるスペースと倉庫の中も一部使っておりますので、その倉庫、物品が置いてあるスペースも含めております。

問（13） 先日、光熱水費については徴収しないと総括質疑でお答えあったんですけど、光熱水費についても面積で案分して実費で頂くことができると思うんですけど、なぜそれをされないのか教えてください。

答（地域福祉） いきいき広場は貸館なども行っておりますし、マシンスタジオとかも

ありますので、ただ単に面積だったりとか人数とかで割り返して積算することは不可能だと思っておりますので、徴収いただかないという方向にいたしました。

問（13） 徴収しないってことは、いわゆるただですよっていうことになっちゃうんですよね。子メーターをつけることは簡単にできると思うんですけど、なぜそれもされないのかよく分からない。ただでいいというのはないかなと思うんですけど、どうなんでしょう。

委員長 議案の範疇を超えておりますけれども。新たにお答えできる場所があれば。

答（地域福祉） 子メーターを何につければ…。水道とかトイレとか皆さん使ってますので回数で割るっていうのもおかしい話ですし、電気も執務スペースの一部ですので、頂くのが難しいところがありますので算出できないということです。

問（13） 設定内容についてはいろいろ今後検証させていただきますけど、設定すること自体、私は評価、やっとなんて設定していただけたなと思うんですけど、これいわゆる怠る行為となる可能性が高いんですよね。そうすると、過去5年間遡って料金を頂かないのかなと思うんですけど、そのあたりどうなんでしょう。

答（地域福祉） エヌ・エフ・ユーさんとも協議を重ねた結果、今までは、こないだの総括でもお話ししましたが、官学連携だったりとか、エヌ・エフ・ユーさんのほうもいろいろやっていただいておりますが、来年度から頂くというお話をさせていただきました。

問（13） エヌ・エフ・ユーさんにやっていただいていることってというのは、具体的にどういったことなんでしょう。

答（地域福祉） 例えば、いきいき広場の、去年までは健康推進グループで今年から共生推進グループがやっております高齢者のウォークラリーの際に景品の提供をいただいたりとか、普通だったら配送料がかかる場所、市内の方には無料で配送いただいたり、物によっては市価よりも安い価格で販売いただいておりますので、そういった市民の方に利便性を図っていただいているということで利用料は今まではゼロ円、無償としておりました。

問（13） 女性文化センター、文化協会、これいつから入っていらっしゃるんでしょうか。

答（文化スポーツ） 女性文化センターがオープンした平成7年度からでございます。

問（13） 今回、使用料を制定することになった経緯についてお答えください。

答（文化スポーツ）　今回、多文化共生拠点が女性文化センターの中に機能移転するというようなことを機に、女性文化センターの中の空間使用について検討をしてまいりました。来年度からはいわゆる指定管理者の執務スペースは管理人室に集約し、文化協会の事務スペースは現在指定管理者が業務を行っております、議案でいきますと談話室という名称にするんですが、そちらのほうに移っていただくというような整理をさせていただいて、一定の面積を占有するということで使用料を頂戴しようというものでございます。

問（13）　談話室の一部ってということは、ほかの部分については誰がどのように利用されるのでしょうか。

答（文化スポーツ）　文化協会が占有する面積以外は共有スペースという位置づけになります。

問（13）　共有スペースってことは、一般市民も使えるのでしょうか。今の共有っていう意味がよく分からないので教えてください。

答（文化スポーツ）　例えばロビーですと、どなたでも使えるということです。ロビーと同じような位置づけというふうに御理解いただければと思います。

問（13）　今の談話室の一部の金額の設定についてお聞きしていきます。どのような根拠に基づいてこの金額が制定されたのか、利用する面積及び計算式を教えてください。

答（文化スポーツ）　この談話室の全体の面積というのは、かつて高浜市婦人の会が使っておりました小会議室の面積とほぼ同じ面積ということでございます。ですので、過去に高浜市使用料及び手数料条例で定めておりました、婦人の会が小会議室を継続的に利用する場合の使用料 1 か月 9,900円という金額を基に算定をしております。

今回、文化協会さんが占有される面積というのは10平米ということで、これがかつての婦人の会の小会議室面積の42.3%に相当するということで、1 か月当たりの使用料を4,190円としたものでございます。

問（13）　先ほどのショールームの金額と計算方式が違うと思うんですけど、婦人の会っていうのはこれは何を基に計算されてるのでしょうか。どういった計算方式だったのでしょうか。

答（文化スポーツ）　これは女性文化センターがオープンした当時に設定をされているものですが、当時の設定の積算でいきますと、土地建物の単位面積の評価額ということと、電気使用料というものをベースに基礎使用料というのを積算し、それに面積

を乗じて算定されたということでございます。

問（13） 評価額は何％だったんでしょうか。それから電気使用料はどのように計算されてるんですか。今の答弁だとざっくりすぎて分からないんですけど。結局、これが今回のこのところに反映されてるってことなんで、しっかり数字で教えていただきたいんですけど。

答（文化スポーツ） 土地建物の単位面積の評価額というのは当時の積算でいくと5％。電気使用料というのは非常に複雑な計算でございますので、口頭で申し上げますと非常に煩雑になりますけれども、電気の基本料金や、いわゆる使う料金、電灯の負荷などをベースにして算出がされております。

問（13） 今ので分からなかったのが、土地、建物を別々で評価額で足してるのか、足してないのか。そこがよく分からなかったんですけど、どうでしょうか。

答（文化スポーツ） 土地の面積と建物の面積の評価額の5％ということでございます。

問（13） ということは足しているってことでいいんですか。その確認なんですけど、今の答弁でもわからないんですけど。ほかのところは土地は土地、建物は建物できちんと評価してそれを足した金額で利用料金を出してるところがあるんですけど。そこが今の答弁でも分からないのと、あと電気使用料はちなみにこの9,900円のうちの幾らなんでしょう。

答（文化スポーツ） 土地の評価額、それから建物の評価額というような形で計算をしているということと。あと今申し上げたのは、平成7年の設定当時のことでございます。それ以降、例えば消費税の改定がされておりますので、それ以降、その改定に応じて料金を見直して、最終的に婦人の会の小会議室、廃止される直前の金額が9,900円ございましたので、そこをベースに今回積算をさせていただいたということでございます。

問（13） 今の答弁でいくと、土地と建物両方足してるっていう認識でいいんですね。あと今の話でいくと、今回この設定で光熱水費っていうのは、備考のところに書かれていないんですけど、込みの値段でこれにしたっていう理解なんでしょうか。

答（文化スポーツ） 部屋の中の電気ということは含まれているということでございます。

問（13） 今回これはいわゆる目的外使用の形で入ってるっていう理解ではないんでしょうか。

答（文化スポーツ） 今回の使用料の設定といいますのは、女性文化センターの目的外

使用ということで設定をさせていただいてるものでございます。

問（13） では、ショールームと同様にこれ怠る行為となるという可能性は私はすごく高いと思ってるし、私はそうだと思ってるんですけど、これ5年遡って料金は頂くんでしょうか、どうなんでしょうか。

答（文化スポーツ） 使用料については、この条例が可決されましたら、来年度から頂いてまいるということでございます。

問（13） 私が以前一般質問において、利用料を設定した場合、この免除する団体などについて基準を設けるような答弁があったかと思うんですけど、現在それどのようなになっているのかなと思うんですね、その基準について。作られたのかどうかというのがよく分からないのと、もし基準が決まっているのであれば、それを公表していただきたいとともに、今回、文協さんについては利用料をあえて設定した理由について教えてください。

答（文化スポーツ） 文化協会さんから使用料を頂く理由ということでございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、一定の面積を占有されるということで頂くということでございます。

問（13） 何が言いたいのかっていうと、公共的団体とか公益的団体とかそういうものについても、基準があるのかないかも今どうなってるのかっていうのも答弁漏れでありましたし、そのあたりの考え方がよく分からないんですね。文協さんが今回設定したんですけど、公共的団体においても、こういう団体については利用料を設定しますよとか、何かそういうものがあるのかないか、そこをお聞きしたいんですけど。

委員長 同じ答弁の繰り返しになると思いますけれども。違う質問を、違う方向からの質問にはならないですかね。

「答えてないから聞いているんですよ。」と発声するものあり。

委員長 同じような答弁を何遍も私も聞いておりますので、ほかの質問はありませんか。
繰り返しになりますので。

問（13） 同じようではありません。私は私の意図と違っていたので再度質問しました。私は公共的団体とか広域的団体とかそういうものについても整理するっていうふうに以前言われたんですよ。それが整理されたのか整理されていないのかも分からないし、

それから今回のこの文協さんについて利用料金を設定したっていうことが、いわゆるどんな団体でも公共的団体でも広域的な団体でも何でも設定していくのかどうか、そこがよく分からないので教えてくださいってことを聞いているけど、それについてお答えがないのでお願いします。

委員長 では、答弁漏れがありましたら答弁してください。

答（副市長） まず、おっしゃって見える公共的団体だとか、その名前の呼び名のとおり、それは表向きには公共的団体というのは、実際に中身の活動と伴って、それは外部、第三者が評価をして、それは公共的団体というふうになると思いますので、個別でそれぞれ事業化というか、それぞれ担当しているグループがそういった判断の下に、今のような使用料についても基準を決めながらやっておるというのが実態でございます。

今おっしゃるように、光熱水費や何かについても取る、取らないと場所とかいうようにいろんなケースは出てますけど、やはり建物自体が当初からそのようにそういったことを想定して全て造っておるわけじゃないんですね。いろんな住民ニーズがある、先ほどのショールームの関係でも、そこにそういった福祉サービスっていうことで皆さんに見ていただく、本当に利用者の身になって用意をしていこうということで始まったケースの中で御指摘をいただいて、我々もそこはきちんと直していこうということで今回そういった形で女性文化センターにしても上げておるわけでございますので、今後も今おっしゃるような部分で統一的って言って全てそこだけでポンと決めてしまうような状況はなかなか難しいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（６）議案第16号 高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（13） 高浜市児童クラブについて改めてもう一度確認したいんですけど、高取北児童クラブは多分今後も公設民営なのかっていうことと。あとその児童クラブの公設児童クラブっていうのは全て公設公営という理解でよろしかったでしょうか。

答（こども育成） 北児童クラブについては今後も公設民営の形で、その他、翼児童クラブ、高取南児童クラブ、東海児童クラブについては公設公営で、それ以外は公設民営となります。

問（13） 今回、いわゆる公設民営と公設公営のところについて条例を制定されたってということなんですけど、この条例の制定に当たって、いわゆるこの費用負担とかその他細かいこととかについても施設によって今までと状況が変わるところがあれば教えてください。

答（こども育成） 特に変わるところはございません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（7）議案第17号 高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） 女性文化センター、多分補助金をもらって建設されたんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

答（文化スポーツ） ただいまの御質問が今回の改正内容と直接関係するのかわかりませんが、建設に当たっての補助金というのは頂いておりません。

問（13） もらってないんですね、ちょっとびっくりしたんですけど。

今回の女性文化センターについては第3条が削除ということなんですけど、条例の第1条については改正されていないんですけど、これについてはなぜでしょうか。

答（文化スポーツ） 第1条のほうは今回上程してないということで、現段階では改正する必要がないというふうに考えております。

問（13） 今回、多文化が入るんですけど、先ほどの話だと結局一部を目的外使用にするってことで指定管理の範囲を、いわゆる今までよりも面積としては減らす、そういう理解だから特に1条については変える必要はないという、そういう判断ですかね。

答（文化スポーツ） 先ほど議案第14号の答弁の中で、多文化共生拠点施設と女性文化センターの範囲ということでお答えしたとおりでございますけれども、場所としては区分がされているというところで、女性文化センターについては、現在第1条を見直す必要はないと思っておりますので今回上程はしておりません。

問（13） まず指定管理でやるんだけど、いわゆる多文化のところは多分これ市の委託になると思うんですよね。指定の議案は出てきてないので直営じゃなくて委託になると思うんですけど、指定管理の中で委託が入るってということがすごく違和感があるんですけど、別にこれは問題ないと考えていいんですか。

答（文化スポーツ） 多文化共生拠点施設につきましては先ほど議案第14号にありましたとおり、条例の目的に従って運営をされると。女性文化センターの範囲のところは女性文化センターの目的に従って運営をしていくということでございます。

問（13） 市民からするとすごい分かりづらいんですけど、これ何か看板とか付け替えたりして分かりやすくするとか何かされるんでしょうか。

答（総合政策） 多文化共生拠点施設につきましては、現在窓のどこだったり、ここにあるよというのが分かりやすく表記をするようなことは予定をしております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（8）議案第18号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） これすごく分かりづらいんですけど、高浜市のこの家庭的保育施設の場合、保育支援内容及び代替保育に係る連携協定を行う保育等ってということについては、具体的にどのように行っているか教えてください。

答（こども育成） 市内ですと、家庭的保育「からんこえ」と小規模保育「おひさま」につきましては、それぞれ知多学園と社協が保育連携施設となっておりまして、それ以

外については吉浜北部保育園が連携施設となっております。

問（13） それは保育支援内容についても一緒でしょうか。

答（こども育成） 連携施設としての保育支援内容も同様でございます。

問（13） 第6条第2項の（2）のア及びイについて、具体的にどのようなことが明確化や講じられないといけないのか教えてください。

答（こども育成） 具体的には保育の連携施設との協力が得られない場合において、それに対しての一定の措置をしていながらもそれが手配できない場合については、その手配については免除されるってというような規定になります。

問（13） 免除はされるんだけど適用しないこととすることができるっていう、することができるっていうことなんだけど、できればしたほうがいいのかないところなんですね。

そうなってくると、この（2）のアとイっていうのが具体的にどういうことなのかなっていうのがちょっと私よく分からなくてなかなかイメージができないんですけど、そこについて御説明いただけるといいんですけど。

答（こども育成） アについては、例えば家庭的保育について保育内容支援協力者を確保されていれば（1）についてはオーケーですよ。ただし、例えば役割が明確にされるとか、その協力者本来の業務の支障、その本来業務のほうに支障を来さないというような担保を講じているというようなことが、いわゆる支援できないということに対してが連携施設にも影響を及ぼさないということが前提になるということでございます。

問（13） 非常に今回、いわゆる市長の裁量の範囲っていうか、それがすごく大きくなったんですけど、ただもし万が一何かあったときの措置としてこれでいいのかなと思うんですけど、そういった何かデメリットっていうか、市としてこういうところは気をつけてるとか配慮してるとかあれば教えてください。

答（こども育成） 今現状としましては、いわゆる保育園等が吉浜北部保育園やいわゆる社協の保育園や知多学園の保育園等がそのあたりを担保しているという前提の中での国の改正に伴う、いわゆる山間部とか離島とかによってその手当てというのは難しい施設があるよっていうところで、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針としての国の法律改正になりますので、市としては現在連携保育施設が手当てされているということで担保されているというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(9) 陳情第1号 Cumayas. Sean Andrewさんのなごやか中学入学に関する陳情

委員長 この件につきましては、提出者より意見陳述の申し入れがありました。

陳述者は、陳述席へ移動をお願いいたします。

(陳述者 登壇)

委員長 ただいまより、意見陳述を行いますが、意見陳述の内容は、陳情の趣旨、項目の範囲内に限りますので、また時間はおおむね10分以内となりますので、御了承願います。

それではお願いいたします。

意見陳述(陳述者) 貴重な時間を取っていただきありがとうございます。意見陳述については僕は常識も作法も知らないので、失礼な点があったら御容赦ください。

自分は刈谷市のほうでNPO法人プラットフォームという団体をやっています。うちの団体は刈谷市のほうの子ども・若者育成支援推進法に基づいて総合相談の窓口と居場所づくりをやっています。自分はそこの相談員をやっていて岡崎に住んでいます。なので、実質的にはうちの団体も私個人も高浜市には縁もゆかりもありません。

ただ、ここへ今来ているのは、うちの団体が県の学習支援の事業、未来応援事業というのがあるんですけれども、それを受託していて、その学習支援に来ている利用者のためにここに来ています。そこの学習支援には利用対象者は碧海五市と西尾市です。この高浜市も入っています。今年度は6人の利用者がいます。そのうち3人は去年、うちの事業を利用して学習支援に来て日本語の勉強をし、高校に入学し、今高校に元気に通っています。

この陳情の対象者のシャンさんは去年の8月に僕らのところに来て、高校に行きたいということで支援を続けてきました。その流れでここに来ることになってしまいました。自分は外国人の支援をやっていますので、外国人の家庭には義理の兄弟、義理の親、そ

して貧困、虐待、それからヤングケアラー、この問題が山積していて、下手に手を緩めると亡くなるんです。4年前、この近くで外国人の女の子が亡くなりました。みんな悲しい思いをして、そういう思いをしたくないので簡単に手は離しません。そのためにここに来ることになってしまいました。本当はここには行きたくなかったです。

お願いとして、この高浜市が外国人が多いことは皆さんもよく御存知ですよ。愛知県は全国で2番目に外国人が多いのは皆さん御存知ですよ。愛知県の中で、高浜市は外国人の割合の多い市の中で何番目か分かりますか。愛知県の中で区も入れて一番目が中区、2番目が知立市、3番目が高浜市なんです。4番目が港区、5番目が碧南市です。この碧海五市の3市が愛知県の中で外国人の割合が多い市なんです。

そうやって考えてみると、ここの高浜市は外国人の支援でとっても大事だということは皆さんもお分かりですよ。なぜ外国人が多いかも皆さん分かりますよね。日本の社会が成り立っていかなくなってきたんです。子供がどんどん減って、外国人の働き手の力を借りないといけない。そして外国人と共生をしていかないといけない。だからある意味では高浜市はその先進のまちであるべきかなと思います。異文化の人が入ってくるので、何が必要かという、既成の価値観とかルールとか、そういうことをやっぱり共感して見直していく必要があるんです。そういうことをやっぱり皆さんが自覚してやっていただけるといいかなと思います。

実際に令和4年4月に成人年齢が引き下げられたのは皆さん御存知ですよ。それによって外国人の児童にとってはとても大きな問題なんです。なぜかという、18歳を超えて日本に来た場合に在留資格が取れないんです。なので、18歳未満で日本にやって来るんです。だから日本の高校で学び、そして社会へ出ていくという、そういうことをしていく必要があって、日本で高校で学べるようにやっぱり支援していく必要が、とっても大事なんです。

私たちが未来塾でやっているのは、なるべく高校へ行く、そして卒業するっていうことをすごく大事にされていて、でなければ、外国人だけのコミュニティーで生きていくことになります。なので、日本人と一緒に働いたり生活していくためには、日本の高校へ行くっていうのはすごく大事なんです。

そこで皆さんに本当にお願いしたいのはここからなんですけれども、学齢超過の児童がいます。本来なら外国で祖国で中学校を卒業して日本にやって来ればいいんです。だけど、祖国で中学を卒業せずに日本にやって来た場合、もちろん中3年齢以内だったら

日本の学校に通うことができます。ところが日本の中3年齢を超えて来た場合に、その子たちの支援は本当に各市町村で宙ぶらりんになっているわけです。分かりますか。義務教育を終えていないと高校受験ができないんですよ。そのことは皆さん知らない方も多いかと思うんですけども、そういうことが起きているので、とにかく義務教育を終えられるように皆さん高浜市でも支援をしていただきたいと。

実際に資料として碧南市の資料を出しました。碧南市は1月に学齢超過の子を義務教育で受け入れるという形で新聞に載りました。それくらいなかなか各市町も認められていない、教育委員会の方がなかなか認めない感じになっているので、まず高浜市、そこを変えていただけるといいかなってすごく思います。

そういう方向でやっぱり動いていく必要もあるし、実際に文科省から出ている通知の中にもやはり各市で、各地方で受け入れてくださるようというふうになっているので、まずそこを、高浜市のほうでも今後学齢超過の子が教育委員会等、市に相談してきた場合になるべく市の中で受け入れてくださるようお願いをしたいというのがまず1つ目です。

そしてもう一つは、学齢超過で来て教育委員会で受け入れられなかった場合、そういう子供に対しての支援もお願いしたいと思います。多分今どこの市町にもたくさんそういう方がいらっしゃるかと思いますけれども。

陳情に当たっているシャンさんも中学校3年生の年齢を超えて、5月に日本にやって来ました。本当に義務教育の段階の一番最後のところをやり切れずに日本に来ているので、実際に本当にお母さんは高浜市の教育委員会のほうに、義務教育のほうに入れてもらえるようお願いしたけども断られました、行く場所がありません、そういう日本語支援の場所を転々として未来塾に来ました。高校に行きたいと言うので、私たちは支援をしてきました。

基本的に社会問題です。国のほうでも夜間中学を設立するということで夜間中学の設置をやっています。愛知県のほうも働きかけで今年の4月から名古屋市立なごやか中学、愛知県立で豊橋中学が設置されることになりました。その相談を受けて僕らはすぐに、やはり常識的に考えてなごやか中学でしょうと、通学費も1,000円安いし、1時間、時間が豊橋になると遠くなる。そういうことでなごやか中学でお願いしましたけども、高浜市のほうは県立中学に行きなさいと、常識的な考えかもしれませんが。

皆さんにお願い、お聞きしたいんですけど、自分のお子さんだったらどちらを選びま

すか。全部省いて自分のお子さんなら、あるいは自分だったらどっちに行きますかということなんです。そういうことを教育委員会の方にもお問い合わせはしました。僕らが外国人の支援をしているときに、要するに我がごとじゃなくて半分他人ごとでそういうことを理解してやってるんじゃないかと。ルールだから、もうあんたここから来なくてもいいですよ、支援はしませんよと。

一方、外国人の困りごとに踏み込んで支援をするということが本当は、要するに多文化、僕らの分からない文化とかそういう習慣を持ってる人たちを理解できないんじゃないかなと思います。もう高浜市は本当に大家族たかはまですよ。だから家族としてやっぱり外国人の人を見ていくという発想ではないんでしょうか。家族だったらじゃあどちらにやりますかっていうことで、僕はそういう問いかけを本当にしたいです。

本当に外国人の支援の在り方を一歩、困りごとに踏み込んで共感して一緒に困って、この制度はおかしいよねとか、こういうことは常識的にはそうやって思われてるかもしれない、ちょっと変えていきましょうとか、そういう発想になっていただけると本当はいいかなというふうに思います。

本当にお願ひしたいのはそこで、自分がここで話すのは一切利益も自分の団体も利益もありません。もう本当に支援ですごく労力は使ってきましたけど。ここで話をするのはもちろん今まで支援してきたシャンさんのためと、それから高浜市がやっぱり本当に外国人支援で変わっていただけるといいかなと思うからです。

夜間中学は、本当はこの碧海五市の中に一つ作っていただけると、本当は筋だと思うんです。3つ合わせてみても数が多い。実際には今後、豊田市の豊西にできます。でも豊橋とかと豊西は一つの市で多いですけども、ここ碧海五市で合わせるとやっぱり外国人の数が多いいですよ。本当は、例えば高浜市の市民の方たちとか高浜市の行政の方が我々のこの碧海五市でも夜間中学を作ろうじゃないかとか、作っていただけるように県に働きかけようじゃないか、それぐらいの勢いが本当は欲しいのかなと思います。僕は一個人としてそんな力はもちろんないんですけども、そういう形で本当に外国人の方たちと共生していく、これから一緒に暮らして一緒に生活してやっていく、そうしていかないと犯罪が起きますよ、はっきり言ってね。

長引きましたけれども、言いたいことは以上です。ありがとうございました。

委員長 これをもって意見陳述を終了いたします。

陳述者におかれましては、退席または傍聴席の移動をお願いいたします。

(陳述者 降壇)

委員長 それでは、陳情第1号についての意見を求めます。

意(3) 本日は、市議会までありがとうございます。

この陳情ですが、高浜市の教育委員会に何とかしてほしいということではありますけれども、あまりにも個人的で、個人の資質や性格、生活など、私どもの市議会で諮る陳情としては、大変申し訳ないんですけども不適切だと考えております。

これは私個人で、その名古屋の中学校に通わせてあげたいなどの気持ちや感情とは別で、高浜市の市議会として、高浜市の議員として諮るべきことだと思っておりますので、高浜市議会の市政クラブとしては、不採択でいくことがやむを得ないと考えております。

本当に大変申し訳ないですけども、御理解いただきますようお願い申し上げます。

意(5) 公明党を代表しまして、今回は不採択ということをお願いできればと思います。非常に心情は分かるんですけども、非常に個別な案件になるのかなということで、今回、大変申し訳ないですけども不採択ということをお願いいたします。

意(13) 個別案件でもどんな案件でも我々は陳情としてこのように上がってきてるわけですし、私はやはり市内の方でない方がこのように高浜市の将来の希望の光となる方に御支援をこの間していただいて、すごくいろいろ御協力いただいて、ましてやここに陳情まで来ていただいているっていうことに、本当に感謝をしてもし切れないほどの感謝がございます。

その上で、やはり海外から来てる方は今後増えると思いますし、学齢超過の問題については、ますます今後増えます。そしてその子供たちを、もちろん高浜市の子供として、どう我々が教育をきちんと受ける権利を保障してあげるのか。そこがすごく私は大事だと思っています。

今回の方のケースについては、こうして高浜市に海外から来ていただいて、残念ながら学齢超過で中学には通えない、でも中学を卒業して高校に行きたい、社会のために役に立ちたい、そういう思いですごく勇気ある決断をされたし、そういった学びたいという子供の支援をするのは当たり前だと思います。

なので、今回の陳情に関しては、私は反対する要素は逆に一つもないと思っております。逆に、なぜ高浜市がきちんと支援できないのか、きちんとなごやか中学に通えるよ

うに支援ができないのか、私は逆にすごく不思議です。

先ほどの陳述者の方のように大家族ですよ。大家族の人が学校に通いたいって言うのに、それをかなえられないっていうのは私はあり得ないと思います。

ですから、この陳情に関しては絶対的賛成でございます。採択にお願いしたいと思います。ほかの議員の方も考えてください。お願いします。こういう子供たちは今からどんどん増えてきます。どうしていくのか、しっかりここで皆さんに考えていただいて一人でも多くの方を救うべく、皆さんぜひ採択してください。お願いします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第1号についての意見を終了いたします。

以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第11号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第13号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (6) 議案第16号 高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (7) 議案第17号 高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(8) 議案第18号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(9) 陳情第1号 Cumayas. Sean Andrewさんのなごやか中学入学に関する陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。
お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時19分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長